

加賀市新規出店支援事業

賑わいと交流のあるまちづくりを支援するとともに、空き家活用促進を図るために商業店舗を新規開店する方又は既存店舗を改装し新規事業の展開に取り組む方へ、予算の範囲内で費用の一部を助成します。

1 補助対象

新たに建設し、若しくは空き家等を活用して商業店舗を開店又は既に営業している既存店舗等を改装する者であって、次の要件を満たすもの。

- (1) 個人の場合は、補助金の交付申請時まで市内に住所を有する者であること。
法人の場合は、市内に本社又は主たる事業所を有する者であること。
- (2) 日本標準産業分類に定める小売業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業のいずれかの業種であること。
- (3) 営業が夜間（午後6時から翌日午前10時まで）のみでないこと。
- (4) 月に16日以上営業すること。
- (5) 建物の1階部分で営業を行うこと。
- (6) 改装の場合は新規事業の展開を伴うものであること。
- (7) 政治団体や宗教団体による運営でないこと。
- (8) 暴力団及びその関係者による運営でないこと。
- (9) 各種法令及び公序良俗に反していないこと。

2 補助対象区域

市内全域を対象とする。

3 補助対象経費等

新規開店及び改装に係る建物建築費、内外装工事費（付帯設備を含む。）、備品費及び広告宣伝費

4 補助金の額

補助対象経費の1/2以内とし、新規開店のうち、空き家等を活用する場合は200万円、新築する場合は100万円、新装開店の場合は50万円を限度とします。

5 応募方法

次の書類を募集要項で定める**応募受付期間内**に加賀商工会議所又は山中商工会にメール、郵送又は持参にて提出してください。

〔提出書類〕

- ①事業計画書（指定様式）、②工事設計書及び設計図、③店舗内外装イメージ図、
- ④現状の外観写真、⑤店舗立地箇所が分かる地図、
- ⑥直近の決算書又は確定申告書の写し、⑦経費の見積書（明細含む）
- ⑧金融機関に提出した創業計画書、資金計画書等（金融機関から借入する場合）
- ⑨住民票の写しや戸籍の附票等、年齢・住所の履歴を表すもの（移住者や若者に該当する場合）
- ⑩証明の日から3月以内の履歴事項全部証明書（法人の場合）

6 注意事項

専門家等で構成される審査会において、事業計画書等及び面接審査を行います。

助成対象者として通知を受けた日から1か月以内に補助金の交付申請が行われない場合は、本事業の採択を辞退したものとみなします。ただし、助成対象者の責めに帰さない理由により補助金の交付申請が行えない場合は、事前に市に相談してください。

採択後、補助金交付決定日以降の事業（契約から費用支払いまで）が対象となります。

補助金交付決定日以前に着手した事業に係る支出は補助の対象となりません。

補助金交付後、5年以内に閉店した場合は補助金を返還する必要があります。

補助金交付を受けた事業者は、市の広報やホームページなどで公表する場合があります。

7 問合せ先

・加賀市観光商工課 TEL：0761-72-7940 ／ E-mail：shoukou@city.kaga.lg.jp